

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定によつて、令和元年度後期実施技能検定について、次のとおり公告する。

令和元年九月一日

広島県知事 湯崎英彦

一 実施する検定職種及びその等級
技能検定を実施する職種及びその等級は、次のとおりである。

検定職種															実施する等級			
															名			
自動販売機調整	プリント配線板製造	半導体製品製造	電子機器組立て	電子機器組立て	電子回路接続	ダイカスト	機械検査	仕上げ	ロープ加工	めつき	工場板金	金属プレス加工	金型製作	放電加工	機械加工	鋳造	さく井	一、二
自動販売機調整作業			配電盤・制御盤組立て作業	電子機器組立て作業	電子回路接続作業		機械検査作業		ロープ加工作業		機械板金作業	數値制御タレットパンチプレス板金作業	プレス金型製作作業	普通旋盤作業			一タリー式さく井工事作業	一、二
一、二	特	特	特	三、特	三、特	单一	特	一、二、三	特	特	一、二	特	一、二	特	三、特	特	一、二	

樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
自動ドア施工	自動ドア施工作業	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
ガラス施工	ガラス工事作業	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
電気製図	機械製図手書き作業	一、二、三	一、二、三	一、二、三	一、二、三	一、二、三	一、二、三
機械・プラント製図	機械製図CAD作業	一、二、三	一、二、三	一、二、三	一、二、三	一、二、三	一、二、三
金属材料試験	配電盤・制御盤製図作業	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
塗装	組織試験作業	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
舞台機構調整	鋼橋塗装作業	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
音響機構調整作業							

注 実施する等級の特、一、二、三及び单一は各々特級、一級、二級、三級及び单一等級を指す。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験によつて行う。

技能検定試験の実施期日等

- 令和元年十二月六日（金）から令和二年二月十六日（日）までの間において、別に広島県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(三) 問題の公表

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

実技試験問題は、令和元年十一月二十九日（金）に広島県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については公表しない。

検定職種ごとに次のとおり行う。

機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	(一級及び二級)	検定職種	実施期日
	令和二年一月二六日(日)		

				令和二年二月一日（日）
検定職種	(特級) 電気機器組立て、内燃機関組立て、配管	(三級) 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	(一級及び二級) さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、強化プラスチック成形、石材施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	(二級及び二級) 舞台機構調整
手数料	(一級) (特級) 一万八千二百円 (二) 一級	(一級及び二級) プラント製図 (单一等級) バルコニー施工 (三級) 時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、機械・ア施工、電子製図、塗装 (三級) ロープ加工、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電子回路接続	(二級) 実施場所 広島県職業能力開発協会から別に通知する。	(二級) 実施場所 広島県職業能力開発協会から別に通知する。
実技試験	1	令和二年二月九日（日）	令和二年二月五日（水）	
表一				

検定職種ごとに表一のとおりとする。

左記以外の職種

機械検査

婦人子供服製造

和裁

機械・プラント製図

電気製図

一八、二〇〇 円

一五、一〇〇 円

一五、一〇〇 円

一三、三〇〇 円

一三、三〇〇 円

一三、三〇〇 円

(三) 二級及び三級

検定職種ごとに技能検定を受けようとする者の年齢等に応じて表二のとおりとする。ただし、高等学校・専門学校等の在校生が、三級技能検定を受検する場合は、表三のとおりとする。

なお、表二及び表三中「三十五歳未満の者」とは、実技試験の実施期日が属する年度の四月一日において三十五歳に達していない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でない者をいう。

表二

機械・プラント製図	電気製図	機械・プラント製図	機械検査	左記以外の職種	検 定 職 種		上記以外の者	料
					三十五歳未満の者	手 数		
二、九〇〇 円	二、九〇〇 円	三、一〇〇 円	六、一〇〇 円	三、一〇〇 円	四、三〇〇 円	四、三〇〇 円	一八、二〇〇 円	一〇〇 円
八、九〇〇 円	一〇、一〇〇 円	一二、一〇〇 円	一三、三〇〇 円	上記以外の者	一三、三〇〇 円	一三、三〇〇 円	一五、一〇〇 円	一〇〇 円

表三

機械・プラント製図	電気製図	機械・プラント製図	機械検査	左記以外の職種	検 定 職 種		上記以外の者	料
					三十五歳未満の者	手 数		
二、九〇〇 円	二、九〇〇 円	三、一〇〇 円	六、一〇〇 円	三、一〇〇 円	四、三〇〇 円	四、三〇〇 円	一八、二〇〇 円	一〇〇 円
八、九〇〇 円	一〇、一〇〇 円	一二、一〇〇 円	一三、三〇〇 円	上記以外の者	一三、三〇〇 円	一三、三〇〇 円	一五、一〇〇 円	一〇〇 円

四 単一等級

一万八千二百円

2 学科試験

三千百円

五 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (二) 受検手数料振込金領収書（写し）
- (三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面（写し）
- (四) 運転免許証、健康保険被保険者証その他の受検者が本人であることを確認することができる書類（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）（写し）

2 提出先

広島県職業能力開発協会

〒733-0100五一 広島市中区千田町二丁目七番四七号 広島県情報プラザ五階
電話（〇八二）二四五—四〇二〇

申請書を郵送等によって提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3 受付期間

令和元年十月七日（月）から令和元年十月十八日（金）まで

4 免除資格を有する者の受検申請

実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記一に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 申請用紙及び受検案内の交付

申請書の用紙及び受検案内は、広島県職業能力開発協会で交付する。

なお、郵送等によって請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用として一部につき百四十円分の切手を同封すること。

6 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記四1に定めた額）と学科試験の手数料の額（三千百円）の合計額を銀行振込によって広島県職業能力開発協会に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

また、申請書を受け付けた後は、申請書を取り下げた場合又は試験を受けなかつた場合

でも手数料は返還しない。

七 合格者の発表等

1 合格者の発表

合格者の受検番号は、令和二年三月十三日（金）午前九時に広島県庁舎前の掲示板に掲示するとともに、広島県のホームページに掲載する。

2 合格通知

合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、広島県職業能力開発協会が令和二年三月十三日（金）に書面で通知する。

3 技能検定合格証書等の交付

特級、一級又は等級に区分しないで行う技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には広島県知事名の合格証書を交付する。

また、この他、厚生労働大臣から、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

八 その他

技能検定についての問合せは、広島県商工労働局職業能力開発課（〒730-1851 広島市中区基町一〇番五二号 電話〔〇八二〕五一三一三四三一〔ダイヤルイン〕）又は広島県職業能力開発協会にすること。